

苫小牧市簡易型地域密着一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する工事の請負契約並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託契約（以下「工事等」という。）を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札のうち簡易型地域密着一般競争入札の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(簡易型地域密着一般競争入札)

第2条 簡易型地域密着一般競争入札は、予定価格が200万円を超え1億円未満の工事の入札並びに予定価格が1,000万円以上1億円未満の設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の入札とする。

(入札の公告)

第3条 簡易型地域密着一般競争入札の方法により契約を行うときは、入札期日の前日から起算して10日前までに入札の公告を行わなければならない。

(簡易型地域密着一般競争入札の参加資格)

第4条 簡易型地域密着一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 登録名簿（苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）第42条第2項の規定に基づき作成した名簿をいう。）において発注工事等と同種の工事等種目に登録され、かつ、工事にあつては、指名委員会が指定する等級に格付けされていること。
- (2) 工事にあつては、発注工事と同種の建設業の種類について、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 苫小牧市内に営業所（本社を含む。）を開設し、3年以上経過していること。
- (5) 公告から入札期日までの間、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領第2条の規定により指名停止されていないこと。
- (6) 工事にあつては、発注工事に対応する建設業の種類に係る監理技術者又は主任技術者を配置できること。また、設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務にあつては、業務処理責任者を配置できること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧市建設工事等競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、指名委員会が工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

2 指名委員会は、前項に規定する入札参加資格により難い事情があると認めるときは、入札参加資格の内容を変更することができる。ただし、この場合の変更は、当該工事等の履行上必要な限度内でなければならない。

(特定建設工事共同企業体の結成条件)

第5条 特定建設工事共同企業体に発注する工事等において簡易型地域密着一般競争入札に参加しようとする者は、指名委員会が定めた条件を満たした共同企業体を結成しなければならない。

(設計図書等及び必要書類等の配布)

第6条 発注工事に係る図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)及び必要書類等の配布については、電子調達ポータル及び市ホームページからダウンロードする方法により行うものとする。ただし、入札書及び封筒表紙については原則、必要とする者に電子メール等で配布するものとする。

(入札の参加申請)

第7条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を財政部行財政改革推進室(以下「行財政改革推進室」という。)に提出しなければならない。ただし、第2号から第8号については、開札後、落札候補者となった業者のみとする。

- (1) 簡易型地域密着一般競争入札参加資格申請書
 - (2) 類似工事(業務)施工実績調書(入札参加資格要件で実績が必要な場合のみ)
 - (3) 類似工事(業務)施工実績を証明する書面(入札参加資格要件で実績が必要な場合のみ)
 - (4) 配置予定技術者(業務処理責任者)調書
 - (5) 資本関係・人的関係に関する調書
 - (6) 共同企業体の場合は、共同企業体協定書
 - (7) 経営事項審査結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の写し
 - (8) その他指定する書類
- 2 前項第1号については、告示において指定した方法により、指定した期日までに提出するものとする。
- 3 第1項第2号から第8号については、第9条により落札候補者となった者が、行財政改革推進室の指定する日時までに行財政改革推進室へ提出することとする。

(設計図書等への質問等)

第8条 設計図書等に対する質問及び回答については、その提出方法、期限等について告示別表において明示するものとする。

(入札の執行)

第9条 入札執行者は、開札後「保留」を宣言し、後日落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

- 2 市長は、入札終了後速やかに落札候補者を選定し、第7条第1項第2号から第8号の書類を提出させ、その内容を審査し、入札参加資格があると認めた場合は、その者を落札者と決定するものとする。
- 3 前項の場合において、落札候補者に入札参加資格がないと認めた場合は、次順位の者に第7条第1項第2号から第8号までの書類を提出させ、その内容を審査し、入札参加資格があると認めた場合は、落札候補者に入札参加資格がなかった旨及び次順位の者が落札した旨を公表するものとする。次順位の者に入札参加資格がないと認めた場合は、以下低い価格で入札した者の順に同様の措置を行うものとする。
- 4 市長は、入札結果を電子調達ポータル及び市ホームページに公表しなければならない。

5 前各項に規定する事項については、告示文に記載しておかなければならない。

(入札の無効)

第10条 公告に示した参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(現場説明会)

第11条 必要があるときは、現場説明会を行うものとする。

(委任)

第12条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市簡易型地域密着一般競争入札試行実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和5年1月31日から施行し、同年3月1日以後に工事等入札指名委員会に付議する工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。